



議員提出第4号議案

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

上記の議案を地方自治法第112条及び大田区議会会議規則第13条第1項の規定により提出する。

令和5年2月15日

大田区議会議長 鈴木隆之様

提出者

大竹辰治

清水菊美

黒沼良光

佐藤伸

菅谷郁恵

荒尾大介

杉山公一

地域力を生かした大田区まちづくり条例の一部を改正する条例

地域力を生かした大田区まちづくり条例（平成 22 年条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 19 条第 4 項を次のように改める。

- 4 区長は、建築に関する法律及びこれに基づく命令並びに条例に適合するものであっても、基本理念の良好な住環境に不適切な建築形態等の場合、区民の要望を反映するため建築協定を締結しようとする土地所有者等に対し、指導及び助言を行うものとする。

付 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

「大田区鉄道沿線まちづくり構想素案（案）」では、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」の積極的活用により、まちづくり気運を醸成し、まちと一体にまちづくりを推進する、建築物の形態や公共施設の配置などまちづくりのルールとなる地区計画を策定する、など述べられている。しかし、「地域力を生かした大田区まちづくり条例」には「良好な住環境」、「長年にわたって培われてきた歴史と文化」などこうした地域の特色を踏まえ、未来にわたって誰もが安心して快適に暮らせるまちづくりを目指し、と基本理念があるが、建築基準法に適合する場合には建築基準法が優先され、乱開発を防ぐ効力はなく、実際ある地域では住宅街の真ん中に、近隣住民の反対運動が起こったが 9 階建てのマンションが建ってしまった。その改善のため、条例を改正する必要があるので、この案を提出する。